

青森県報

第二千七百九十一号

平成十九年
六月十一日
(月曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 都市計画区域の変更……………(都市計画課) ……三
- 公 告
- 特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……三
- 青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表……………(障害福祉課) ……三
- 入会林野整備計画の適当の決定……………(林政課) ……四
- 出先機関
- 道路の位置の指定……………(上北地域) ……四
- 右 同……………(下北地域) ……四
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正……………(事務局) ……四

告

示

青森県告示第四百五十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十九年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 氏 名 又は 名称	主たる事務所 所在地又は住所	居宅サ ービスの 種 類	居宅サ ービス業 を行 つ 所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
有限会社 ブライズ	八戸市大字妙字 桶屋平九の六〇	訪問介護	ヘルパ ーシヨ ン かつこ うの 森	三戸郡 階上町 蒼西二 丁目九 の九二 九	平成 一九 年 五 月 二 日
有限会社 さいわい ハウス	青森市中 佃一丁 目二六 の一	訪問介護	ヘルパ ーシヨ ン さわ やか	青森市 中佃一 丁目一 五	一九 年 五 月 二 四
社会福祉 法人 宏仁会	東津軽郡 平内町 大字小 湊字薬 師堂六 三の二 三	通所介護	デイサ ービ スセン ター 夜越 山	東津軽 郡平内 町大字 浜子字 堀替七 七の三	一九 年 五 月 三 〇
株式会 社 わかば	十和田市 西二十 二番町 二の二 一	訪問介護	ヘルパ ーシヨ ン わか ば	十和田 市西二 十番町 二の二 一	一九 年 五 月 三 一
株式会 社 わかば	十和田市 西二十 二番町 二の二 一	訪問看護	訪問看護 わかば	十和田 市西二 十番町 二の二 一	"

青森県告示第四百五十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十九年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		年月日定
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社ひまわり居宅介護支援センター	青森市柳川一丁目二の四〇二号	ひまわり居宅介護支援センター	上北郡六ヶ所村大字泊字川原一八五九の三六	平成一九・五・一五
株式会社アストラル	青森市長島二丁目二の二〇	居宅介護支援事業所アストラル	青森市大字野木一丁目野尻三七の五	一九・五・一六
有限会社さいわいケアハウ	青森市中佃一丁目二六の一	居宅介護支援センターさわやか	青森市中佃一丁目二の一五	一九・五・二四
株式会社ゆとり	八戸市諏訪二丁目六の一八	介護支援センターゆとりはしみ	三戸郡階上町蒼一東六丁目九の一八	"
社会福祉法人三恵会	むつ市大畑町大赤川二九の四	延寿園介護相談センター	むつ市大畑町大赤川二九の四	"
株式会社わかば	十和田市西二丁目二番の二二	居宅介護支援事業所わかば	十和田市西二丁目二番の二二	一九・五・三

青森県告示第四百六十号

介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十九年六月十一日

青森県知事 三村 申 吾

指定介護予防サービス事業者		介護予防サービスの種類		介護予防サービス事業を行う事業所		年月日定
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	名称	所在地	名称	所在地	
株式会社有限会社ライズ	八戸市大字妙字桶屋平九の六〇	介護予防訪問介護	ヘルパーステーションの森	三戸郡階上町蒼一西二丁目九の九二	平成一九・五・二	

有限会社さいわいケア		ヘルパーステーションさわやか		年月日定
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社アストラル	青森市浪岡大字浪岡字佐野二九の一八	青森市浪岡大字浪岡字佐野二九の一八	青森市浪岡大字浪岡字佐野二九の一八	一九・五・二四
株式会社わかば	十和田市西二丁目二番の二二	訪問看護センターわかば	青森市浪岡大字浪岡字佐野二九の一八	一九・五・三
社会福祉法人人宏仁会	東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂六三の二三	デイサービスセンター夜越山	東津軽郡平内町大字浜字字堀替七七の三	一九・五・三
株式会社わかば	十和田市西二丁目二番の二二	訪問看護センターわかば	青森市浪岡大字浪岡字佐野二九の一八	一九・五・三

青森県告示第四百六十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十九年六月十一日

青森県知事 三村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスを行う事業所		年月日定
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社コール	青森市浪岡大字浪岡字佐野二九の一八	居宅介護	青森市浪岡大字浪岡字佐野二九の一八	"
社会福祉法人人虹	青森市問屋町一丁目一五の一〇	居宅介護	青森市問屋町一丁目一五の一〇	"
有限会社津軽サポート	今別町大字浜名字中宇田一の一	居宅介護	今別町大字浜名字中宇田一の一	平成一九・六・一

有限会社修清	北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九一の三	就労継続(B型)	夢の森	北津軽郡中泊町大字大沢内字海原二一三の二	"
社会福祉法人貴望会	上北郡横浜町字美保野五四	短期入所	特別養護老人ホームなのはな苑	上北郡横浜町字美保野五四	"
特定非営利活動法人夢	八戸市小中野五丁目一〇の一八	児童デイサービス	夢・療育センター	八戸市大字中居林字道合二五の四	"
社会福祉法人俊公会	八戸市大字市川一丁目二二五	就労継続(B型)支援	ひまわり	八戸市大字新井田字塩入四の三	"

青森県告示第四百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、七戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十七年五月二十九日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

七戸町

二 都市計画事業の種類

七戸都市計画下水道事業（七戸町公共下水道）

三 事業施行期間

平成十七年十月十八日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の認可（平成十三年十月二十六日青森県告示第五百六十八号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の認可（平成十三年十月二十六日青森県告示第五百六十八号）の事業地に上北郡七戸町字荒熊内の一部を加え、字天王の一部及び字蛇坂の一部地内において事業地を変更する。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十九年五月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人梵珠

三 代表者の氏名

間山 良治

四 主たる事務所の所在地

青森市浪岡大字女鹿沢字西花岡二一の一五

五 定款に記載された目的

この法人は、自然調査研究及び自然観察会を行うことにより、県民に対する自然保護の啓発を図るとともに、自然教育、環境教育に係る事業を行うことにより持続可能な社会の形成に寄与することを目的とする。

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十九年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る 公共的施設の名称	所 在 地	種 類	交付年月日
マックスバリュ新 平内店	東津軽郡平内町小湊外ノ沢三、 四〇、三地先、東津軽郡平内町 小湊愛宕九八の一の一部、九八 の一地先	物品販売 用店舗	平成一九・ 五・三〇

入会林野整備計画の適当の決定

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第六条第一項の規定により、西目屋村田代入会林野整備組合に係る田代入会林野整備計画を適当と決定したので、同条第四項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類の名称
入会林野整備計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十九年六月十二日から同年七月十一日まで
- 三 縦覧の場所
青森県農林水産部林政課
西目屋村役場

出 先 機 関

上北地域県民局告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部

及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年六月十一日

上北地域県民局長 北 村 収

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市大字三本木字西小 稲一五九の一〇及び一五九 の七の一部	一〇四・四二メー トル	六・〇〇メートル	平成 一九・ 五・二

下北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年六月十一日

下北地域県民局長 奈良岡 修 一

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市文京町三〇五の八及 び三〇六の一	六九・九二メー トル	六・〇二メートル	平成 一九・ 五・二

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第六十一号

平成十八年七月二十八日青森県選挙管理委員会告示第六十三号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成十九年六月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政治団体の収支報告書の要旨の平成17年分(1)政党の支部のア統括表自由民主党藤崎町支部の項中

「	
415,403	415,404
350,002	350,002
65,401	65,402
50,000	122,000
65,400	65,400
68	68
1	2
を	
50,000	82,000
	40,000
	40,000
	40,000
50,000	122,000
」	

更正する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭